

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	5,523,239	5,566,827
うち、出資金及び資本準備金の額	1,686,068	1,652,243
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	3,937,032	3,995,064
うち、外部流出予定額	△ 78,295	△ 61,780
うち、上記以外に該当するものの額	△ 21,566	△ 18,700
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	34,895	34,397
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	34,895	34,397
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	5,558,135	5,601,225
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	15	37
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	15	37
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－

(単位：千円、%)

項 目	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15	37
自己資本		
自己資本の額 ((イ) — (ロ)) (ハ)	5,558,119	5,601,187
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	27,905,664	28,745,595
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△) うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	812,438	774,793
フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	28,718,103	29,520,388
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	19.35	18.97

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに 区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2024 年度			2025 年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	383,687	-	-	645,513	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,880,435	-	-	3,279,089	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	4,057,713	-	-	4,388,034	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	100,211	-	-	100,211	-	-
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	37,278,625	7,455,725	298,229	39,126,579	7,845,397	313,815
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-
	カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	2,921	2,921	116	1,005	1,005	40
	（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,168,492	1,444,609	57,784	2,091,433	1,335,019	53,400
	（うちトラランザクター向け）	41,430	18,643	745	63,420	28,539	1,141
	不動産関連向け	5,293,504	1,058,941	42,357	5,273,512	1,055,013	42,200
	（うち自己居住用不動産等向け）	5,293,504	1,058,941	42,357	5,273,512	1,055,013	42,200
	（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-
	（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
	（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
	（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-
	劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	39,809	1,399	55	48,307	2	0
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	14,058	2,811	112	-	-	-

	取立未済手形		9,032	1,806	72	3,669	733	29
	信用保証協会等による保証付		1,866,023	183,852	7,354	1,275,482	170,103	6,804
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-	-	-	-	-	-
	株式等		348,690	348,690	13,947	349,160	453,908	18,156
	共済約款貸付		-	-	-	-	-	-
	上記以外		9,811,283	17,404,906	696,196	10,289,535	17,844,410	715,376
		(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
		(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
		(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	5,046,782	12,616,957	504,678	5,046,708	12,616,772	504,670
		(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	15,632	39,081	1,563	17,085	42,714	1,708
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
		(うち上記以外のエクスポージャー)	4,748,868	4,748,868	189,954	5,225,740	5,224,923	208,996
	証券化		-	-	-	-	-	-
		(うち S T C 要件適用分)	-	-	-	-	-	-
		(短期 S T C 要件適用分)	-	-	-	-	-	-
		(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-
		(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化		-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-	-	-	-	-	-

	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	64,254,490	27,905,664	1,116,226	67,321,534	28,745,595	1,149,823
	CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	-	-	-	-	-	-
	中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	64,254,490	27,905,664	1,116,226	67,321,534	28,745,595	1,149,823
	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額<簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		-	-	-	-		
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		812,438	32,497	774,793	30,911		
	所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		28,718,103	1,148,724	29,520,388	1,180,815		

(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024 年度	2025 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	812,438	774,793
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	32,497	30,991
B I	541,625	516,528
B I C	64,995	61,983

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

項 目		2024 年度 (令和 6 年度)				2025 年度 (令和 7 年度)			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	233	233	-	-	208	208	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	946	946	-	-	890	890	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	100	-	100	-	100	-	100	-
	金融・保険業	2,046	1,344	-	-	2,581	1,344	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	31	31	-	-	26	26	-	-
	日本国政府・地方公共団体	6,938	2,956	3,982	-	7,667	3,386	4,280	-
	上記以外	36,719	128	-	-	42,064	119	-	-
個 人		8,044	8,006	-	53	7,894	7,848	-	48
その他		9,193	-	-	-	5,888	-	-	-
業 種 別 残 高 計		64,254	13,646	4,082	53	67,321	13,824	4,381	48
1 年以下		38,295	916	100		39,927	901	-	
1 年超 3 年以下		922	922	-		1,367	1,066	300	
3 年超 5 年以下		1,893	1,291	601		1,711	1,110	601	
5 年超 7 年以下		1,024	724	300		553	553	-	
7 年超 10 年以下		1,400	1,201	198		2,888	2,192	596	
10 年超		11,311	8,430	2,881		10,739	7,856	2,882	
期限の定めのないもの		9,406	158	-		10,132	142	-	
残 存 期 間 別 残 高 計		64,254	13,646	4,082		67,321	13,824	4,381	

- (注) 1. 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	2024年度（令和6年度）					2025年度（令和7年度）				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	34	34	-	34	34	34	34	-	34	34
個別貸倒引当金	60	38	2	57	38	38	49	-	38	49

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		2024年度（令和6年度）						2025年度（令和7年度）					
		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償 却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金償 却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	19	-	-	19	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	2	-	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	38	38	-	38	38	-	38	49	-	38	49	-
業 種 別 計		60	38	2	57	38	-	38	49	-	38	49	-

(注) 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

(5) 信用リスク・アセット残高

[2024 年度 (令和 6 年度)]

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D		F(=E/(C+D))
現金	0	383	-	383	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,880	-	2,880	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-		-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-		-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	4,057	-	4,057	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-		-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-		-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	-	-		-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-		-	-	-
地方三公社向け	20	100	-	100	-	-	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	37,278	-	37,278	-	7,455	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	20～150	2	-	2	-	2	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,049	1,193	2,015	119	1,444	68
（うちトランザクター向け）	45	-	414	-	41	18	45
不動産関連向け	20～150	5,293	-	5,293	-	1,058	20
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	5,293	-	5,293	-	1,058	20
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うち ADC 向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	0	0	0	0	1	148
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	14	-	14	-	2	20
取立未済手形	20	9	-	9	-	1	20
信用保証協会等による保証付	0～10	1,866	-	1,838	-	183	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	348	-	348	-	348	100

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100～1250	9,811	-	9,811	-	17,404	177
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	5,046	-	5,046	-	12,616	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	15	-	15	-	39	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	4,748	-	4,748	-	4,748	100
証券化	—	-	-	-	-	-	-
（うち S T C 要件適用分）	—	-	-	-	-	-	-
（短期 S T C 要件適用分）	—	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	—	-	-	-	-	-	-
（うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分）	—	-	-	-	-	-	-
再証券化	—	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	-	-	-	-	-	-
未決済取引	—	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	—	-	-	-	-	27,905	-

[2025 年度（令和 7 年度）]

（単位：百万円）

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	オン・バランス資産 項目	オフ・バランス資産 項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D		$F (=E / (C+D))$
現金	0	645	－	645	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3, 279	－	3, 279	－	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－		－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－		－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	4, 388	－	4, 388	－	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－		－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－		－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－		－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－		－	－	－
地方三公社向け	20	100	－	100	－	－	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	39, 126	－	39, 126	－	7, 845	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150	1	－	1	－	1	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1, 979	1, 116	1, 948	111	1, 335	65
（うちトランザクター向け）	45	－	634	－	63	28	45
不動産関連向け	20～150	5, 273	－	5, 273	－	1, 055	20
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	5, 273	－	5, 273	－	1, 055	20
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	－	－	－	－	－	－
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うち ADC 向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	0	0	0	0	0	40
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	20	3	－	3	－	0	20
信用保証協会等による保証付	0～10	1, 725	－	1, 701	－	170	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	349	－	349	－	453	130

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値
		オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	オン・バラ ンス資産 項目	オフ・バラ ンス資産 項目	信用リス ク・アセッ トの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100～1250	10,288	0	10,288	0	17,884	174
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本金等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本金調達手段に係るエクスポージャー）	250	5,046	-	5,046	-	12,616	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	17	-	17	-	42	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	5,224	0	5,224	0	5,224	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うち STC 要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（短期 STC 要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本金調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	28,745	-

(6) ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の
効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[2024 年度 (令和 6 年度)]

(単位：百万円)

項	目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）																									
		0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計													
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,880		-		-		-		-		-		2,880													
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-		-													
	国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-		-													
		0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他		合計											
	我が国の地方公共団体向け	4,057		-		-		-		-		-		-		4,057											
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-		-		-											
	地方公共団体金融機構向け	-		-		-		-		-		-		-		-											
	我が国の政府関係機関向け	-		-		-		-		-		-		-		-											
	地方三公社向け	100		-		-		-		-		-		-		100											
		0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他		合計											
	国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-		-		-											
		20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%		その他		合計									
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	37,278		-		-		-		-		-		-		-		37,278									
	（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-		-		-		-		-		-		-		-		-									
		10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他		合計									
	カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-		-		-		-									
		20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%		その他		合計							
	法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	-		-		-		-		-		2		-		-		-		2							
	（うち特定貸付債権向け）	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-							
		100%			150%			250%			400%			その他			合計										
	劣後債権及びその他資本性証券等	-			-			-			-			-			-										
	株式等	-			-			348			-			-			348										
		45%				75%				100%				その他				合計									
	中堅中小企業等向け及び個人向け	41				408				110				1,575				2,134									
	（うちトランザクター向け）	41				-				-				-				41									
		20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%		70%		75%		その他		合計	
	不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	716		-		-		-		-		-		-		-		-		-		4,576		5,293			
		30%		35%		41.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他		合計			
	不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-			
		70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計							
	不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-			-			-			-			-			-			-							
		60%						その他						合計													
	不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-						-						-													
		100%				150%				その他				合計													
	不動産関連向け うちADC向け	-				-				-				-													
		50%				100%				150%				その他				合計									
	延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	-				-				0				0				0									
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-				-				-				14				14									
		0%			10%			20%			100%			その他			合計										
	現金	383			-			-			-			-			383										
	取立未済手形	-			-			9			-			-			9										
	信用保証協会等による保証付	-			1,837			-			-			0			1,838										
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-			-			-			-			-			-										
	共済約款貸付	-			-			-			-			-			-										

[2025 年度（令和 7 年度）]

（単位：百万円）

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3, 279		-		-		-		-		-		3, 279			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-		-			
国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-		-			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	4, 388		-		-		-		-		-		-	4, 388		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
地方公共団体金融機構向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
我が国の政府関係機関向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
地方三公社向け	100		-		-		-		-		-		-	100		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	39, 026		-		100		-		-		-		-	-	39, 126	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-		-		-		-		-		-		-	-	-	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-		-	-	-	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	-		-		-		-		-		1		-		-	1
（うち特定貸付債権向け）	-		-		-		-		-		-		-		-	-
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	-			-			-			-			-		-	-
株式等	-			-			349			-			-		-	349
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	63			322			105			1, 568			2, 059			
（うちトランザクター向け）	63			-			-			-			63			
	20%	25%	30%	32.5%	35%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	703	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4, 570	5, 273			
	30%	35%	42.5%	45%	52.5%	60%	75%	92.5%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	70%		90%		110%		125%		150%		その他		合計			
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-		-		-		-		-		-		-			
	60%					その他					合計					
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-					-					-					
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連向け うちＡＤＣ向け	-				-				-				-			
	50%			100%			150%			その他			合計			
延滞等向け （自己居住用不動産等向けを除く。）	0			-			-			-			0			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-			-			-			14			14			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計					
現金	645		-		-		-		-		-		645			
取立未済手形	-		-		3		-		-		-		3			
信用保証協会等による保証付	-		1, 700		-		-		-		0		1, 701			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-		-			
共済約款貸付	-		-		-		-		-		-		-			

(7) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表
(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2024 年度				2025 年度			
	CCF・信用リスク削減 効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重 平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合 計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)	CCF・信用リスク削減 効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重 平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の合 計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)
	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ラン ス資産 項目			オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ラン ス資 産 項目		
40%未満	52,375	-	-	52,316	54,995	-	-	54,942
40%～70%	84	414	10%	125	193	634	10%	256
75%	337	724	10%	408	281	435	10%	322
80%	-	-	-	-	-	-	-	-
85%	1,028	-	-	1,028	949	-	-	949
90%～100%	109	36	10%	113	103	38	10%	106
105%～130%	-	-	-	-	-	-	-	-
150%	0	-	-	0	-	-	-	-
250%	348	-	-	348	349	-	-	349
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0	-	-	2	0	8	10%	1
合計	54,284	1,194	10%	54,343	56,872	1,116	10%	56,927

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2024 年度			2025 年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	100,211	-	-	100,211	-
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	543,076	-	-	617,414	-
自己居住用不動産等向け	-	5,291,665	-	-	5,271,199	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向 けを除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	-	14,058	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	0	5,949,012	-	-	5,988,824	-

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

- ◇ CVA リスク相当額の算出に使用する手法
CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しております。

8. マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

- ◇ リスク管理の方針および手順の概要
「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、自己資本比率算出要領によりオペレーショナル・リスクを管理しています。
- ◇ BI の算出方法
BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。
- ◇ ILM の算出方法
ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。
- ◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

- ◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
- 該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

（1）出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

（2）出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

項 目	2024 年度（令和 6 年度）		2025 年度（令和 7 年度）	
	貸借対照表 計上額	時価 評価額	貸借対照表 計上額	時価 評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	4,051	4,051	4,051	4,051
合 計	4,051	4,051	4,051	4,051

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

1 1. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

1 2. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、リスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・ 金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.251 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番	項 目	$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	182	254	73	41
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	280	334		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	85	90		
7	最大値	280	334	73	41
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,601		5,558	